

狩猟税の軽減を受けるための証明について マイナンバーを利用することができます！



番号法の施行により、茨城県では県税事務所に届出書を提出していただいた場合、県税事務所が狩猟税の軽減の要件である県（都）民税に関する状況を、市区町村に直接確認できるようになりました。

マイナンバーによる証明を利用した場合、市区町村長が発行する証明書の提出が不要となります。

◎ マイナンバーを利用した証明が可能な方

次の①及び②の両方を満たす方が対象となります。

狩猟者登録を行う本人が、

- ① 令和6年度の県（都）民税の所得割額を納付することを要しない方
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない方

【従来の市区町村長が発行する証明書（抜粋）】

様式第 11 号

狩猟税に関する証明書（軽減税率用）

上記の者について、次のとおり証明します。

- 1 申請者（狩猟者の登録を受ける者）が、年度の県（都）民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者。
- 2 申請者（狩猟者の登録を受ける者）が、年度の県（都）民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で農業、水産業又は林業に従事する者。
- 3 申請者（狩猟者の登録を受ける者）が、年度の県（都）民税の所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で農業、水産業又は林業に従事する者以外の者。

※ 注意点

上記、市区町村長が発行する証明書で、「2」及び「3」に該当する方は、届出書を提出していただいても、マイナンバーによって確認できる情報では足りないため、利用できません。

◎ 必要なお手続き（必ずお読みください。）

以下の書類をご準備の上、ご郵送ください（持参も可）。

1	狩猟税に係る個人番号の利用に関する届出書	※ 詳細は裏面をご覧ください。
2	個人番号（マイナンバー）を含む本人確認書類の写し ※過去に届出書を提出したことがある、かつ住所等に変更が無い場合は、提出不要です。	

※ 「1 狩猟税に係る個人番号の利用に関する届出書」は、以下のURLよりダウンロードできます。

（URL）<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/fuka/syuryou/04.html>

※ 狩猟税に係る個人番号の利用に関する届出書をご提出いただいた方には、後日、軽減該当の確認結果をお知らせいたします。

◎ 締切 令和6年8月23日（金）まで

（裏面へ続きます。）

1 狩猟税に係る個人番号の利用に関する届出書

以下のいずれかの届出書をご提出ください。

① 初めて届出書を提出される方

「様式第 13 号(ア) 狩猟税に係る個人番号の利用に関する届出書（軽減税率用）」

② 2 回目以降の方

「様式第 13 号(イ) 狩猟税に係る個人番号の利用に関する届出書（軽減税率用） 2 回目以降用」

【ご注意】

- ・この届出書は県税事務所に直接提出してください。狩猟者登録申請窓口（県民センター等）では受理できません。
- ・マイナンバーによって必要な情報を確認することができない場合には、従来の市区町村長が発行する証明書の提出を求めることがあります。
- ・届出済みの個人番号、氏名や住所等に変更がある方は、管轄の県税事務所へお問い合わせください。

2 個人番号（マイナンバー）を含む本人確認書類の写し

「1 狩猟税に係る個人番号の利用に関する届出書」を提出する際には、番号法の規定により、本人確認のため、次の A 又は B いずれかの書類の写しが必要となります。

＜マイナンバーカードをお持ちの方＞

A. マイナンバーカード
(表裏両面の写しを提出)



又は

＜マイナンバーカードをお持ちでない方＞

**B. ①通知カード
②運転免許証や猟銃・空気銃所持許可証等**
(顔写真付き身分証明書)
(①及び②の写しを提出)



〔注〕 上記 B. 通知カードの場合、住所等の記載事項に変更がないときにのみ、本人確認書類として使用できます。住所等に変更がある方は、管轄の県税事務所へお問い合わせください。

〔注〕 個人番号通知書は、本人確認書類として利用できません。

◎ 狩猟税に関するお問い合わせ先（書類提出先 ※郵送による提出にご協力ください。）

県税事務所	所在地	電話番号	管轄区域
水戸県税事務所 課税第一課	〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1	029-221-4800	水戸市・笠間市・小美玉市・東茨城郡 県外在住の方
常陸太田県税事務所 課税第一課	〒313-8666 常陸太田市山下町 4119	0294-80-3311	日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・ ひたちなか市・常陸大宮市・那珂市・那珂郡・ 久慈郡
行方県税事務所 課税第一課	〒311-3893 行方市麻生 1700-6	0299-72-0483	鹿嶋市・潮来市・行方市・神栖市・鉾田市
土浦県税事務所 課税第一課	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26	029-822-7212	土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・取手市・牛久市・ つくば市・守谷市・稲敷市・かすみがうら市・ つくばみらい市・稲敷郡・北相馬郡
筑西県税事務所 課税第一課	〒308-8511 筑西市二木成 615	0296-24-9192	古河市・結城市・下妻市・常総市・坂東市・ 筑西市・桜川市・結城郡・猿島郡